

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C - 1045）</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。</p> <p>(1)～(7)（省略）</p> <p>(8) 通知書の記の表の各欄の記載要領は、次による。</p> <p>イ 及び ロ（省略）</p> <p>ハ 「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税（%）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「加算税の額」欄）には、関税法第 12 条の 2 第 1 項（（過少申告加算税））に規定する過少申告加算税（通常分）又は同法第 12 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項（（無申告加算税））に規定する無申告加算税（通常分等）のいずれかに対応する事項を記入する。この際、加算税の種類により「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、括弧内に適用する税率を記載する。</p> <p>「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税（加算分）（5%）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「加算税の額」欄）には、関税法第 12 条の 2 第 2 項に規定する過少申告加算税（加算分）又は同法第 12 条の 3 第 2 項に規定する無申告加算税（加算分）に対応する事項を記入する。なお、同項の適用がない場合には、「」及び「」欄は一括して斜線で抹消する。（以下省略）</p> <p>二 「加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）」欄の各欄には、各加算税の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第 12 条の 2 第 5 項、第 12 条の 3 第 6 項又は第 12 条の 4 第 3 項の規定により端数計算を行った後の金額を記載する。（以下省略）</p> <p>ホ 「加算税の額」欄（「」、「」又は「」欄）には、「」、「」又は「」欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、関税法第 12 条の 2 第 5 項、第 12 条の 3 第 6 項又は第 12 条の 4 第 3 項の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する。（以下省略）</p> <p>ヘ（省略）</p> <p>ト 「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「過少・無</p>	<p>関税の加算税賦課決定通知書（内国消費税等の加算税賦課決定通知書兼用）（C - 1045）</p> <p>関税の加算税賦課決定通知書の記載要領は、次による。</p> <p>(1)～(7)（同左）</p> <p>(8)（同左）</p> <p>イ 及び ロ（同左）</p> <p>ハ 「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税（%）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「加算税の額」欄）には、関税法第 12 条の 2 第 1 項（（過少申告加算税））に規定する過少申告加算税（通常分）又は同法第 12 条の 3（（無申告加算税））に規定する無申告加算税のいずれかに対応する事項を記入する。この際、加算税の種類により「加算税の種類、率」欄中、不要の文字を抹消するとともに、括弧内に適用する税率を記載する。</p> <p>「加算税の種類、率」欄の「過少・無申告加算税（加算分）（5%）」の行に対応する各欄（「加算税の計算の基礎となる本税額」欄及び「加算税の額」欄）には、関税法第 12 条の 2 第 2 項に規定する過少申告加算税（加算分）に対応する事項を記入する。なお、同項の適用がない場合には、「」及び「」欄は一括して斜線で抹消する。（同左）</p> <p>二 「加算税の計算の基礎となる本税額（既確定本税額）」欄の各欄には、各加算税の計算の基礎となる本税額について、それぞれ関税法第 12 条の 2 第 5 項、第 12 条の 3 第 4 項又は第 12 条の 4 第 3 項の規定により端数計算を行った後の金額を記載する。（同左）</p> <p>ホ 「加算税の額」欄（「」、「」又は「」欄）には、「」、「」又は「」欄に記載した金額にそれぞれの加算税の率を乗じて得た金額を記載する。この場合において、各欄には、関税法第 12 条の 2 第 5 項、第 12 条の 3 第 4 項又は第 12 条の 4 第 3 項の規定による端数計算を行うことなくそのまま算出金額を記載する。（同左）</p> <p>ヘ（同左）</p> <p>ト 「この通知により納付すべき（減少する）加算税の額」欄の「過少・無</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>申告加算税(%)」の行(「 」欄)には、「 」欄に記載した金額又は「 」及び「 」欄に記載した金額の合計額について関税法第12条の2第5項又は第12条の3第6項の規定により端数処理を行った後の金額と「 」欄に掲げた金額との差額を記載する。(以下省略) チ(省略)</p> <p>輸出(積戻し)差止申立書(C - 5640)</p> <p>「税関長」欄には、輸出差止申立てを行う税関名を で囲む。 「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。 <u>「権利の種類」の欄には、輸出差止申立てに係る権利の該当する箇所()にレチェックを付す。また、輸出差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所()にレチェックを付す。</u> <u>「登録番号及び登録年月日」欄には、登録番号及び登録年月日を記載する。</u> <u>「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。</u> <u>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。</u> <u>「輸出統計品目番号(9桁)」欄には、任意でHS番号(9桁)を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</u> <u>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から2年間」と記載することができる。</u> <u>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</u> <u>「侵害と認める物品の輸出に関する参考事項」欄は、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</u></p>	<p>申告加算税(%)」の行(「 」欄)には、「 」欄に記載した金額又は「 」及び「 」欄に記載した金額の合計額について関税法第12条の2第5項又は第12条の3第4項の規定により端数処理を行った後の金額と「 」欄に掲げた金額との差額を記載する。(同左) チ(同左)</p> <p>輸出(積戻し)差止申立書(C - 5640)</p> <p><u>「整理No.」欄には、受付税關の税関符号(統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。)を付した一連番号を記載する。</u> <u>「税関長」欄には、輸出差止申立てを行う税関名を で囲む。</u> <u>「申立人」欄には、申立人が外国人(外国法人)の場合は、その国籍も記載する。</u> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、登録番号及び登録年月日を記載する。 「権利の範囲」欄における輸出差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。</p> <p>「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸出差止め対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>「輸出統計品目番号(9桁)」欄には、任意でHS番号(9桁)を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p> <p>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害と認める物品の輸出に関する参考事項」欄は、輸出差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> </p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>輸出差止申立書（保護対象商品等表示等関係）（C - 5642）</u></p> <p>「整理No」欄には、受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第2「税關符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税關長」欄は、輸出差止申立てを行う税關名をで囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「保護対象商品等表示等の種類」欄は、輸出差止申立てを行う者の保護対象商品等表示に該当する箇所（）にレチェックを付す。</p> <p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を記載する。</p> <p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸出差止申立て対象から除外する輸出者等がある場合にあっては、これを記入する。</p> <p>「輸出差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載する。</p> <p>「輸出統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載する。</p> <p>「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年内の期間を記載する。なお、特段支障がない場合には、「受理日から2年間」と記載することができる。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項」欄には、輸出差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p><u>特許庁長官意見照会書（C - 5716）</u></p> <p>特許権者等の求めによる場合は「又は輸出者等」及び「又は関税法第69条の7第9項」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は関税</p>	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第69条の7第9項」を、特許権者等又は輸出者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸出者等から特許庁長官の意見を聴くことの求めがあったので、同条第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p><u>特許庁長官意見照会請求書（C - 5718）</u></p> <p>関税法第69条の7第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p><u>特許庁長官意見照会実施通知書（C - 5720）</u></p> <p>関税法第69条の7第2項の規定による場合は「・第9項」を、同条第9項の規定による場合は「第2項・」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p> <p><u>認定手続における専門委員意見照会実施通知書（C - 5746）</u></p> <p>「2. 専門委員として意見を聴くことを予定している者」欄には、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸出差止申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者と特別な利害関係を有しない者として選定した3名の氏名及び職名(弁護士、弁理士、大学教授等)を記載する。</p> <p><u>委嘱状（C - 5748）</u></p> <p>「期間」欄のうち、「至」の項には、「別途通知する輸出差止申立ての受理若しくは不受理の日又は意見を述べる必要がなくなった日まで」と記載する。</p> <p><u>認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書（C - 5754）</u></p> <p>「理由」欄には、通知をする者が包括的に委任した者である場合を除き、当該</p>	(新規)
	(新規)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>日をもって当該認定手続に係る専門委員の委嘱期間が満了する旨を併せて記載する。</p> <p style="text-align: center;">輸入差止申立書（C - 5840）</p> <p>「整理No.」欄には、受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第2「税關符号表」による。）を付した一連番号を記載する。 「税關長」欄には、輸入差止申立てを行う税關名を で囲む。 「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。 「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（ ）にレチェックを付す（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第113条第5項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（ ）にレチェックを付す。 「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第5項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。 「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後50年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後70年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第5項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から4年間とする。 「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。 「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p>	<p>輸入差止申立書（C - 5840）</p> <p>「整理No.」欄には、受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第2「税關符号表」による。）を付した一連番号を記載する。 「税關長」欄には、輸入差止申立てを行う税關名を で囲む。 「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。 「権利の種類」欄には、輸入差止申立てに係る権利の該当する箇所（ ）にレチェックを付す（著作権又は著作隣接権のうち著作権法第113条第5項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」（以下「還流レコード」という。）に係る申立てについては、レチェックと併せて、権利名の横に「還流レコード」と付記する。）また、輸入差止申立てに係る物品に複数の権利が設定されているものは、それぞれ該当する箇所（ ）にレチェックを付す。 「登録番号及び登録年月日」欄には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権については、登録番号及び登録年月日を記載し、著作権又は著作隣接権については、権利発生年月日を記載する（権利発生年月日が不明な場合には、省略する。）ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第5項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日を記載する。 「権利の存続期間」欄において、著作権の存続期間は、著作物の創作の時から始まり、著作者の死後50年を経過する日まで（映画の著作物は、その著作物の公表後70年を経過する日まで）なので、存続期間が不明な場合には省略する（著作隣接権も同様とする。）ただし、還流レコードに係る申立てについては、著作権法第113条第5項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」が国内において最初に発行された日から4年間とする。 「権利の範囲」欄における輸入差止申立てに係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。また、商標権に係る輸入差止申立ての場合には、指定商品名も記載する。 「通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。<u>なお、特段支障がない場合には、「受理日から2年間」と記載することができる。</u></p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>「税關記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税關が記載する。</p>	<p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止申立ての時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「並行輸入に関する参考事項」欄には、並行輸入に関する事項として、外国における権利設定状況、外国の権利者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）外国における権利の許諾関係、その他の事項（ライセンス契約がある場合には、その契約の内容、ライセンサー及び製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>「税關記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税關が記載する。</p>
輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C - 5842)	輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）(C - 5842)
<p>「税關長」欄は、輸入差止申立てを行う税關名を　で囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「保護対象商品等表示等の種類」欄は、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示に該当する箇所（　）にレチェックを付す。</p> <p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を記載する。</p> <p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記入する。</p> <p>「輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等」欄には、侵害する</p>	<p>「整理No」欄には、受付税關の税關符号（統計基本通達別紙第2「税關符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税關長」欄は、輸入差止申立てを行う税關名を　で囲む。</p> <p>「申立人」欄には、申立人が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「保護対象商品等表示等の種類」欄は、輸入差止申立てを行う者の保護対象商品等表示に該当する箇所（　）にレチェックを付す。</p> <p>「商品等表示等の内容」欄には、不正競争防止法第2条第1項第1又は第2号に規定する商品等表示にあっては、当該商品等表示の内容を、同項第3号に規定する商品の形態にあっては、商品名、日本国内で最初に販売された日、商品の形態の内容を記載する。</p> <p>「使用を許諾し又は許諾されている者」欄には、輸入差止申立て対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記入する。</p> <p>「輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等」欄には、侵害する</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>と認める物品の品名を記載する。</p> <p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載する。</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。<u>なお、特段支障がない場合には、「受理日から2年間」と記載することができる。</u></p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</p> <p style="text-align: center;">輸入差止情報提供書（C - 5866）</p> <p>「整理No.」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税関長」欄は、輸入差止情報提供を行う税関名をで囲む。</p> <p>「情報提供者」欄には、情報提供者が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。</p> <p>「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。</p> <p>「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載させる。</p> <p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p>	<p>と認める物品の品名を記載する。</p> <p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載する。</p> <p>「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年以内の期間を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄には、輸入差止申立て時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p> <p>「参考事項」欄には、真正商品に係る外国における製造販売者との関係、外国において製造されている真正商品の特徴（輸入価格（FOB価格）を含む。）外国における使用許諾関係、その他の事項（使用許諾契約等がある場合には、その契約の内容、製造工場のリスト等）について、できるだけ詳細に記載する。</p> <p>「税関記入欄」には、見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認した結果を税関が記載する。</p> <p style="text-align: center;">輸入差止情報提供書（C - 5866）</p> <p>「整理No.」欄には、受付税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>「税関長」欄は、輸入差止情報提供を行う税関名をで囲む。</p> <p>「情報提供者」欄には、情報提供者が外国人（外国法人）の場合は、その国籍も記載する。</p> <p>「登録番号及び登録年月日」欄には、回路配置利用権の登録番号及び登録年月日を記載する。</p> <p>「権利の範囲」欄には、輸入差止情報提供に係る権利の範囲については、できる限り具体的に記載する。</p> <p>「通常利用権者」欄には、輸入差止め対象から除外する輸入者等がある場合にあっては、これを記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名」欄には、侵害すると認める物品の品名を記載させる。</p> <p>「輸入統計品目番号（9桁）」欄には、任意でHS番号（9桁）を記載させ、記載のない場合は、受付税關において記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>載のない場合は、受付税關において記載する。</p> <p>「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年内の期間を記載する。<u>なお、特段支障がない場合には、「受理日から2年間」と記載することができる。</u></p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p>	<p>「輸入差止情報提供が効力を有する期間として希望する期間」欄には、2年内の期間を記載する。</p> <p>「侵害物品と認める理由及び識別ポイント」欄には、侵害すると認める物品及び真正商品の商品説明並びに識別ポイントを具体的、かつ、詳細に記載する。</p> <p>「侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項」欄は、輸入差止情報提供の時点においてこれらの事実を把握している場合に記載する。</p>
特許庁長官意見照会書（C - 5916）	特許庁長官意見照会書（C - 5916）
<p>特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は<u>関税法第69条の17第9項</u>」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は<u>関税法第69条の17第9項</u>」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聞くことの求めがあったので、同条第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>	<p>特許権者等の求めによる場合は「又は輸入者等」及び「又は<u>第9項</u>」を、輸入者等の求めによる場合は「特許権者等又は」及び「又は<u>第9項</u>」を、特許権者等又は輸入者等の求めによらない場合は「第1項の規定に基づき特許権者等又は輸入者等から特許庁長官の意見を聞くことの求めがあったので、同条第2項又は」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>
特許庁長官意見照会請求書（C - 5918）	特許庁長官意見照会請求書（C - 5918）
<p><u>関税法第69条の17第2項</u>の規定による場合は「<u>・第9項</u>」を、同条第9項の規定による場合は「<u>第2項・</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>	<p><u>関税法第69条の14第2項</u>の規定による場合は「<u>又は第9項</u>」を、同条第9項の規定による場合は「<u>第2項又は</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>
特許庁長官意見照会実施通知書（C - 5920）	特許庁長官意見照会実施通知書（C - 5920）
<p><u>関税法第69条の17第2項</u>の規定による場合は「<u>・第9項</u>」を、同条第9項の規定による場合は「<u>第2項・</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>	<p><u>関税法第69条の14第2項</u>の規定による場合は「<u>又は第9項</u>」を、同条第9項の規定による場合は「<u>第2項又は</u>」を、それぞれ2本の線で消し込んで使用する。</p>